

どの選手が参加するか楽しみに！

福島レッドホープスの選手と一緒に学ぶ ホープツーリズムモニターツアー参加者募集

～選手と交流もしながら、浜通りの今を学びましょう！～

ご旅行内容

ホープツーリズム
って何？？

■日程 2025年11月3日（月）日帰り

■旅行代金 参加費無料

- 最少催行人員 10名（募集定員30名）
- 食事条件【日帰り】昼食：1回
- 添乗員 1名同行します。

■参加条件

- ①福島県内在住の方（12歳未満の方は保護者同伴）
- ②ホープツーリズムや震災学習に興味・関心のある方
- ③旅行終了後にアンケートにお答えいただける方
- ④ツアーで記録した写真等を福島県及び福島県観光物産交流協会のガイドブックやホームページに掲載の他、外部への報告や資料作成、広報などに使用することを承諾いただること。
- 交通機関 貸切バス（福島観光自動車株式会社）
- お申込方法
①住所②参加者氏名(ふりがな)・年齢・性別③電話番号(携帯可)をご準備の上、右のQRコードを読み込んでお申し込みください。
※先着順となり、定員になり次第締め切りとさせていただきます。
- 申込締切日 2025年10月15日（水）

『ホープツーリズム』とは、被災地域をフィールドとして福島で感じる希望（ホープ）について、「見る」「聞く」「考える」ことを通じて、参加者自身に考えて頂く新しい旅のスタイルです。

お申込みは
こちらから



ご旅程表

※本モニターツアーは、福島県観光交流局が実施する事業の一環として行われるモニターツアーです。
旅行終了後に本ツアーに関するアンケートへのご協力をお願いします。なお、謝礼はありません。

日付	行程	食事
2025年 11/3 (月)	<p>【ご集合】JR郡山駅西口バスプール前 7時50分 [貸切バス利用] 郡山駅西口——（郡山東IC～双葉IC）——○東日本大震災・原子力災害伝承館 —— 8:00 10:00 (60分) 10:50</p> <p>——○浪江町・双葉町フィールドワーク（○請戸小学校、○大平山靈園、△JR双葉駅前）——（昼食）—— 11:00 (80分) 12:20</p> <p>——○学び舎ゆめの森（選手との交流）——（常磐富岡IC～郡山東IC）—— 郡山駅西口 13:45 (165分) 16:30 18:30</p> <p>《ツアーのポイント》 ●東日本大震災・原子力災害伝承館：ホープツーリズムの学びの導入拠点。館内の映像や展示などの豊富な資料から、震災・原発事故直後から現在に至るまで復興の歩みの全体像を学ぶことが出来ます。 ●請戸小学校：福島県初の震災遺構。校舎は津波で半壊したものの、迅速な判断などにより犠牲者は出なかった。 ●学び舎ゆめの森：2023年に大熊町に帰還し学校を再開。同時に認定こども園を併設し、0歳から15歳まで同じ場所で学ぶことのできる小学校・中学校一体型の学校。</p>	昼：○

<凡例> ○は入場観光／○は下車観光／△は車窓観光 <記入例> バス——

«ご注意» 本ツアーに関する問い合わせは、（公財）福島県観光物産交流協会・ホープツーリズムサポートセンターへお願い致します。
また、（株）福島野球団 福島レッドホープスは、本ツアーに関する責任は一切ございません。

【お申込み・お問い合わせ先】

（公財）福島県観光物産交流協会ホープツーリズムサポートセンター
担当：高橋良司・八巻久美・秋本朱里

TEL：0240-23-4200 / FAX：0240-23-5280

住所：福島県双葉郡富岡町3-53 さくらモールとみおか内事務所

営業時間：月～金曜日 8:30～17:30（土・日曜・祝祭日は休業）

総合旅行業務取扱管理者：渡辺政和

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

【旅行企画・実施】

公益財団法人福島県観光物産交流協会

福島県知事登録旅行業第2-362号

（一社）全国旅行業協会正会員

住所：福島県福島市南三河町1-20 コラッセふくしま7階

<旅行条件書(要約)> 必ずお読みください

◆お申込の際には必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、必ず内容をご確認の上お申込ください。

・募集型企画旅行契約

この旅行は公益財団法人福島県観光物産交流協会（福島県福島市三河南町1-20コラッセふくしま7階 福島県知事登録旅行業第2-362号。以下「弊協会」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は弊協会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しするご旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び弊協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。弊協会約款をご希望の方は弊協会にご請求ください。

・旅行のお申し込み及び契約成立時期

- ・所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- ・旅行契約は、弊協会が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

・申込金：ご旅行代金全額

・旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前（もしくは弊協会が指定する期日までに）にお支払ください。また、お客様が弊協会提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

・取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、下記に記載されている金額を取消料として申し受けます。

宿泊

契約解除の日		取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1. 21日目にあたる日以前の解除	無料
	2. 20日目にあたる日以降の解除 (3~6を除く)	旅行代金の 20%
	3. 7日目にあたる日以降の解除 (4~6を除く)	旅行代金の 30%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5. 当日の解除（6を除く）	旅行代金の 50%
	6. 旅行開始後の解除 又は無連絡不参加	旅行代金の100%

日帰り

契約解除の日		取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1. 11日目にあたる日以前の解除	無料
	2. 8日目にあたる日以降の解除 (3~6を除く)	旅行代金の 20%
	3. 2日目にあたる日以降の解除 (4~6を除く)	旅行代金の 30%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5. 当日の解除（6を除く）	旅行代金の 50%
	6. 旅行開始後の解除 又は無連絡不参加	旅行代金の100%

旅行代金に含まれるもの

- ・各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。

・添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。

・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

・旅行代金に含まれないもの

上記「旅行代金に含まれるもの」以外のものは含まれませんが、その一部を以下に例示します。

・超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。

・空港施設使用料等（パンフレット等に明示した場合を除きます）。

・クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

・ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。

・運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。

・自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

・特別補償

弊協会は、弊協会又は弊協会が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

・死亡補償金：1,500万円

・入院見舞金：2～20万円

・通院見舞金：1～5万円

・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個又は1対あたり10万円を限度とします。）

・「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

弊協会提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること（以下「通信契約」といいます。）を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

・通信契約による旅行契約は、弊協会の旅行契約締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。

・与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、弊協会は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、弊協会が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

・国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

・事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

・個人情報の取扱について

・弊協会は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、弊協会の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品店に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。

・弊協会は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると弊協会が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

・その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書（全文）の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、弊協会の個人情報に関するお問い合わせ窓口は次の部署となります。

公益財団法人福島県観光物産交流協会 〒960-8053 福島県福島市三河南町1-20コラッセふくしま7階 <https://tif.ne.jp/tif/privacy.thml>

・旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2025年7月1日を基準としています。又、旅行代金は2025年7月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。